



遺言書を作ろう

法テラス八雲法律事務所

弁護士 椎谷 玲香
(函館弁護士会所属)



■本年7月10日から、自筆の遺言書を法務局に預けることのできる新たな制度が始まりました。これまで、自筆の遺言書は、自宅や金庫で保管するほかなかったため、紛失したり、相続人によって改ざんされたり、相続をめぐるトラブルの種になりがちでした。しかし、この制度を利用し、公的機関である法務局で遺言書を保管してもらおうことで、このようなトラブルを一定程度防ぐことができるようになりました。したがって、いわゆる終活の場面で、遺言書を使いやすくなりそうですね。そこで、今回は、遺言について、ご紹介します。

■遺言には、3つの種類があります。自分で書く自筆証書遺言、公証役場で作成する公正証書遺言、公証役場で作成し、しかも、その内容を誰にも秘密にする秘密証書遺言です。

■公正証書遺言と秘密証書遺言は、いずれも公証役場を利用して作成しなければなりませんので、当然費用がかかりますが、公的な機関を経て作成する分、トラブルが生じにくいものといえます。逆に、自筆証書遺言は、費用はほとんどかからないものの、原則として、全文自筆によらなければならぬほか、法律に定められた条件がいくつも課せられており、これらを全て満たさない限り、有効な遺言書として認められませんので、自分が死んだ後、形式不備によるトラブルが生じる可能性は、比較的高いものといえます。どの種類の遺言書を作るのがよいかは、その人の家族構成や財産状況にもよりますので、迷ったら、まず、弁護士などの専門家に相談ください。

■さて、今回ご紹介した遺言に関するご相談のほか、当事務所では、各種法律相談を受け付けています。一定の要件を満たす方については、3回までの無料法律相談や、ご自宅・入所施設等への無料出張相談も実施していますので、少しでも気になることがございましたら、お気軽にぜひ「法テラス八雲法律事務所(☎050-3383-8366)」まで相談予約のお電話をお寄せください。また、「法テラス江差法律事務所(☎050-3383-5563)」でも、ご相談を承っていますのであわせてご利用ください。

八雲警察署からお知らせ

秋の全国交通安全運動の実施

～ハイビーム こまめに活用 事故防止～

◎秋の全国交通安全運動期間 9月21日(月)～30日(水)の10日間

◎重点運動

- ・子どもと高齢者の安全な通行の確保と高齢運転者の交通事故防止
- ・夕暮れ時と夜間の歩行中・自転車乗用中の交通事故防止
- ・すべての座席のシートベルトとチャイルドシートの正しい着用の徹底
- ・飲酒運転の根絶

◎交通事故防止のポイント

- ・夕方から夜間にかけて、歩行者や自転車の見落としや発見遅れによる交通事故を防ぐために、対向車や前車がない時は、ライトをハイビームに切り替えましょう。
- ・横断前に左右をよく確認しましょう。
- ・外出する時は、明るい服装や反射材用品を身に付けましょう。

◎9月30日は、「交通事故死ゼロを目指す日」です！

- ・一人一人が交通ルールを正しく守り、思いやりのある交通マナーで、交通事故死ゼロを目指しましょう。

知っていますか？北海道自転車条例！

- ・自転車に乗るときは、子どもはもちろん大人も乗車用ヘルメットをかぶり、夜間は自転車の側面に反射器材をつけるようにしましょう。また、自転車損害賠償保険等に加入するようにしましょう。

【問い合わせ先】 函館方面八雲警察署 ☎0137-64-2110